

(写)

小 監 発 第 5 1 号

令和2年1月28日

監査請求人

小金井市監査委員	重 永 邦 敏
同	露 木 肇 子
同	篠 原 ひろし

小金井市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

令和元年11月29日付けで提出された小金井市職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定により、監査の結果を下記のとおり通知します。

記

第1 監査請求の受理

監査請求は、令和元年11月29日付けで提出され、要件審査の結果、所定の要件を具備しているものと認め、これを受理することと決定した。

第2 監査の実施

監査に当たっては、関係書類の収集及び事実関係の調査を行ったほか、請求人及び監査対象部局から事情を聴取した。

- 1 請求人に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第242条第6項の規定に基づき、令和元年12月23日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。当日、請求人代表が出席し、請求の趣旨を補充する陳述を行ったが、新たな証拠の提出はなかった。

2 事情聴取をした職員

- (1) 学校教育部長
- (2) 学校教育部学務課長

第3 請求の趣旨

- 1 平成30年度から平成31年度（令和元年度）にまたがって、小金井市教育委員会学校教育部学務課（以下「学務課」という。）職員（以下「当該元職員」という。）による不適切な財務会計事件が発生した。

新聞各社でも報道され、小金井市（以下「市」という。）の財務会計に対する市民の信頼が失墜することとなった。

当該元職員は、何らの人事上の措置（ペナルティー）も受けず、退職手当を満額受給して、既に普通退職している。

- 2 当該元職員が私費払いしたことを証明する会計証拠書類（領収書）は存在しないので、当該元職員が私費払いしたとの市の見解は推測の域を出ず、物証に基づくものではない。

市民が補助金を市からもらう場合は、会計証拠書類をきちんと用意しなければならない。

職員に対してだけは、推測で公金を支出するのは不適切である。

- 3 令和元年11月7日、学務課は、小金井市議会（以下「市議会」という。）に対して「学校管理費における不適切な会計事務処理について」なる参考資料を配布した。

内容は、以下のとおりであった。

- (1) 本来の債務者は地方公共団体たる市である（地自法第232条第1項）。
- (2) 当該元職員は市の債務を弁済した。
- (3) 当該元職員は市に対して求償権を有する（民法（明治29年法律第89号）第697条第1項及び第702条第1項）。
- (4) 当該元職員は求償権を行使する意思を有している。

- 4 市は、当該元職員の行為を民法上の「事務管理」に該当するものとして、当該

元職員が求償権を発動する場合、その全額を支払う旨を市議会に説明した。

市の説明によれば、当該元職員が、事情聴取に対して、「学校の水道が止まることを避けるために私費払いした」と供述していることを根拠として、「事務管理」に該当すると市議会に説明している。

5 請求人は、以下の理由で、当該元職員の行為は民法上の「事務管理」には適合しないと判断した。

(1) 事務管理は「他人のため」にする行為であることが要件となっているが、当該元職員の行為は、学校施設の水道料金や電話代の支払を失念してしまったミスの発覚を防ぐことを目的に行った極めて利己的なものであり、市のためになることを企図して行ったものではない。

事実、仮に誰が私費払いしたのか不明の場合でも、市は供託等の方法で当該債務相当額を支払うことになるので、財産上の利益は生じない。

結果的に、このような不適切な財務会計の後処理に要する経費が、損害として発生するだけである。

全く「市のため」にはならないことが明らかであるし、当該元職員にも、その程度のことは十分に想定でき得るはずである。

(2) そもそも、民法第90条は「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。」と規定しており、当該元職員の行為は、地方公務員法（昭和25年法律261号）違反の非違行為であり、市の財務会計に関する諸規程に違反して正常な業務を妨害する不法行為であり、領収証の廃棄も含めて刑法（明治40年法律第45号）への抵触すら疑われる行為であり、民法上、保護されるべき行為とは到底言えない。

(3) 民法第699条は「管理者は、事務管理を始めたことを遅滞なく本人に通知しなければならない。」と規定しているが、当該元職員は、発覚するまで隠蔽を続けている。

これは、当該元職員の行為が「市のため」にならない、でたらめな行為であることを自覚していたからに他ならない。

当該元職員が普通退職したことは、当該元職員が自身の行為に問題があったことを自覚していたことの証左である。

(4) 当該元職員は、私費払いの証拠書類となる領収書を全部廃棄したとしている。このため、市は支払状況の調査という本来不要な事務を行うこととなり、余

計な人件費を支払うこととなった。これは市にとって損害である。

- (5) 当該元職員は、平成31年1月上旬に督促書類を確認しながら、1か月以上にわたって支払をせずに放置している。

「学校の水道が止まることを避けるために私費払いした」との供述は、全く信ぴょう性に欠けるものである。

- 6 本来であれば、市は、東京都水道局（以下「水道局」という。）や電話会社に連絡し、事情を説明して、請求書の再発行を求めるべきであった。そして債務の弁済を自ら行うべきであった。

しかし、市は、水道局や電話会社に要請をしていない。これは、当然に行うべき行為を怠るものであって看過できない。

- 7 令和元年11月20日、当該元職員は、小金井市長（以下「市長」という。）に対し、92万6,017円の返還を求める「請求書」を提出した。

領収書等を廃棄しているにもかかわらず、年月日や金額などを詳細に記載しているのは極めて不可解である。

- 8 市長は、当該元職員が提出した「請求書」に基づいて、令和元年度小金井市一般会計補正予算（第7回）（以下「第7回補正予算」という。）を市議会に提出した。

第7回補正予算の作成に要した経費（人件費、消耗品費及び印刷製本費など）も、市にとって損害である。

- 9 市議会は、令和元年11月29日の本会議で、市長提出の第7回補正予算を賛成多数で可決した。

可決は、予算の範囲内において、市長が当該元職員に支払を行うことを容認する行為であり、全く無責任である。

- 10 よって、具体的には、以下の措置を講じるよう求める。

- (1) 地自法第232条第1項の規定に基づき、市として、水道局及び電話会社への債務（計92万6,017円）を履行するべく、水道局及び電話会社へ、請求書の再発行を要請する文書（事実経過書を含む。）を提出するよう、市長に

勧告すること。

(2) 第7回補正予算に基づく当該元職員への支出を差し止めるよう、市長に勧告すること。

(3) 本件不適切な財務会計事件によって生じた全ての損害（人件費、消耗品費、光熱水費及び印刷製本費など）を精査し、当該元職員に請求するよう、市長に勧告すること。

(4) 市長が第3の10(2)の勧告に従わず、支出を行った場合は、市にとって損害であるので、市長個人に損害賠償を求めるよう、市長に勧告すること。

(5) 市長が第3の10(3)を、当該元職員に請求することを怠るのであれば、市にとって損害であるので、市長個人に損害賠償を求めるよう、市長に勧告すること。

1.1 本件の全体像を俯瞰するに、市当局と当該元職員の「なれ合い」が感じられる。

市が行うべきは、水道局や電話会社に対して、自ら債務を弁済する方策を講じることであったのではないか。

しかし、その努力の痕跡は全く見受けられない。

当該元職員が、水道局や電話会社から、私費払いしたお金を取り戻すのは、証拠書類を自ら廃棄したため、難易度が高いと思われる。そこで、市当局が状況証拠のみで、当該元職員にお金を支払うスキームを構築したのではないか。

当該元職員が提出した「請求書」も、市側が書き方を指導して提出されたものだと請求人は思っている。

このような「無法地帯」の市政はいつまで続くのだろうか、暗澹たる思いになる。

第4 判断

1 主文

請求人の請求のうち、第3の10(1)、(2)及び(4)の請求は棄却し、第3の10(3)及び(5)については却下する。

2 理由

(1) 本件監査請求に関する前提事実につき、次のとおり認定した。

ア 学務課では、小金井市立の小中学校（以下「小中学校」という。）で使用した上水道料金、下水道料金及び電話料について、水道局や契約先である事業者から請求があった都度、支払っていた。

上水道料金、下水道料金及び電話料の経理処理の当時の担当者は、当該元職員であった。

イ 上下水道料金の支払いについて

(ア) 平成30年10月22日、水道局小平サービスステーションは、小金井市立緑小学校上下水道の下記料金（以下「本件債務1」という。）に係る請求書（支払期限平成30年11月1日）を、学務課宛てに送付した。

上水道料金 平成30年9・10月分 59万1,952円

下水道料金 平成30年9・10月分 29万4,192円

(イ) 当該元職員は、本件債務1について、市の財務会計システムより伝票を起票し、支出負担行為の決裁者である学務課長（以下「課長」という。）及び支出命令の決裁者である学務課学務係長（以下「学務係長」という。）の決裁を得たものの、伝票を自席の机の引き出しに入れた。

(ロ) 平成30年11月27日、水道局は、本件債務1に係る支払がなかったことから、督促状（支払期限平成30年12月4日）を学務課宛てに送付した。

(ハ) 平成31年1月9日、水道局は、本件債務1に係る支払がなかったことから、停水予告通知（支払期限平成31年1月17日）を学務課宛てに送付した。

(ニ) 平成31年2月5日、水道局は、当該元職員から本件債務1に係る請求書の再発行依頼があったため、再発行の請求書（支払期限平成31年2月17日）（以下「納付書」という。）を学務課宛てに送付した。

(ホ) 平成31年2月18日、当該元職員は、水道局小平サービスステーションに赴き、同日に納付書を用いて、本件債務1を私費の現金にて支払った。

ウ 固定電話料金の支払いについて

(ア) 平成31年4月1日、NTT東日本株式会社（以下「NTT」という。）は、小金井市立小金井第四小学校ひだまり教室平成31年3月分の電話料2,873円（以下「本件債務2」という。）に係る請求書（支払

期限平成31年4月15日)を、学務課宛てに送付した。

- (イ) 令和元年5月12日、NTTは、本件債務2に係る支払がなかったことから督促状(令和元年5月21日までに支払がない場合には、サービスを停止する旨の記載がある。)を学務課宛てに送付した。
- (ロ) 令和元年5月20日、当該元職員は、ファミリーマート立川幸町店に赴き、本件債務2に係る第4の2、(1)ウの(ア)に係る請求書又は第4の2、(1)ウの(イ)に係る督促状を用いて、本件債務2を私費の現金にて支払った。

エ 携帯電話料金の支払について

- (ア) 平成31年3月3日、KDDI株式会社(以下「KDDI」という。)は、小中学校携帯電話料平成31年2月分及び小金井市立南小学校(以下「南小学校」という。)通学路監視用携帯電話料平成31年2月分に係る請求書(支払期限平成31年3月25日)を、学務課宛てに送付した。
- (イ) 平成31年4月3日、KDDIは、小中学校携帯電話料平成31年3月分及び南小学校通学路監視用携帯電話料平成31年3月分(以下、第4の2、(1)エの(ア)に係る債務と併せて「本件債務3」という。)に係る下記金額の請求書(支払期限平成31年4月25日)を、学務課宛てに送付した。

小中学校携帯電話料 合計2万7,380円

平成31年2月分 小学校8,820円、中学校4,870円

平成31年3月分 小学校8,820円、中学校4,870円

南小学校通学路監視用携帯電話料 合計9,620円

平成31年2月分 4,670円

平成31年3月分 4,950円

- (ロ) 令和元年6月2日、当該元職員は、AUショップららぽーと立川立飛店に赴き、本件債務3に係るお客様番号と小金井市職員証明書の発行に関する規程(昭和32年規程第1号)に基づく小金井市職員証明書を用いて、本件債務3を私費の現金にて支払った。

オ 発覚後の経緯

- (ア) 令和元年5月31日、当該元職員とは異なる別の学務課職員(以下「学務係職員」という。)が、就業時間終了後(小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和30年条例第28号)第3条第2項の規定に基づく、職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程(昭和30年規

程第4号)第3条の2の規定を準用する、小金井市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程(平成4年教育委員会規程第4号)第3条によるところの、同日の正規の勤務時間の割り振り後の時間外勤務時間中)に、平成30年度予算の電話料の一部において、予算科目の会計処理が行われた記録が、財務会計システムで見つからないことに気付いた。

- (イ) 令和元年6月3日、学務係職員は、第4の2、(1)オの㉞について、学務係長に相談し、学務係職員と学務係長は、第4の2、(1)オの㉞について、課長に報告した。
- (ロ) 令和元年6月11日、課長は、学校教育部長(以下「部長」という。)に対し、事件について報告した。
- (ハ) 令和元年6月12日、部長は、市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に対し、事件について報告した。
- (ニ) 令和元年6月17日、教育長は、市長と市第2副市長に対し、事件について報告した。
- (ホ) 令和元年7月4日、平成31年4月分の小中学校のガス料金(以下「ガス料金」という。)の支払が遅延し、延滞利息2万2,655円が発生していることが判明した。
- (ヘ) 令和元年7月19日、本件債務2について、支払遅延による延滞利息38円が発生していることが判明した。
- (ヘ) 令和元年7月25日、部長と課長は、市監査委員に対し、事件について報告した。
- (ロ) 令和元年8月2日及び令和元年8月8日、ガス料金の支払遅延による延滞利息6,109円が発生していることを確認した。
- (ロ) 令和元年8月30日、当該元職員が普通退職した。
- (ヲ) 令和元年11月20日、当該元職員は、市長に対し、92万6,017円の返還を求めた。
- (シ) 市長は、当該元職員の私費払いに係る92万6,017円については、民法上の事務管理に当たり、市は当該元職員からの請求に応じる義務があると判断し、令和元年11月22日、第7回補正予算を市議会に提出した。

他方、市は、市が負担したガス料金及び本件債務2の延滞利息については、当該元職員が、事務担当から外れたにもかかわらず、意図的に事務

処理を続け、結果、市の債務について支払期限内での支払を極めて困難にし、延滞利息を新たに発生させることとなったと認定し、このような不適切な処理を行った責任は、端的に当該元職員にあるものと判断して、全額を当該元職員に請求することとした。

㊦ 令和元年11月29日、市議会は、本会議において、第7回補正予算を賛成多数で可決した。

(2) 以上の事実認定の結果、以下のとおり判断した。

ア 本件債務1ないし本件債務3の債務者は、地方公共団体たる市である。

すなわち、経費の支弁等については、地自法第232条第1項の規定により、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により、当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとされている。

イ 当該元職員は、本来、市が支弁すべき本件債務1ないし本件債務3を私費払いしたと主張するが、それを示す領収書等資料を市に提示していない。しかし、当該元職員は、本件債務1ないし本件債務3を弁済していると判断する。

なぜなら、本件債務1ないし本件債務3の支払に当たり、市を債務者として記載された各債権者発行の請求書等をもって支払がなされていること、当該元職員の供述と、債権者らから聴取した支払時の状況が符合していること、支払時の態様等から、当該元職員でなければアクセスし得ない書類や書類に記載された情報などを利用していることなどから、当該元職員以外に支払った者はいないと認定できるからである。

ウ この場合、当該元職員は、民法第697条に規定する、義務なく他人のために事務管理をした管理者に該当し、本件債務1ないし本件債務3の弁済という、市にとって有益費を支出しているので、民法第702条の規定に基づき、市に対してこの有益費の償還を請求することができる。

そして、当該元職員は、この求償権を行使する意思を表示している。

よって、市が、本件債務1ないし本件債務3の私費払いを事務管理に該当するとして、当該元職員の求償に応じると判断したことは相当である。

(3) 請求人の求める措置（第3の10各号）について

ア (1)について

請求人は、市としては当該元職員による求償に応じるのではなく、各債権

者へ弁済すべきであって、そのために、各債権者に請求書の再発行を求め
るべきであると主張する。

しかし、本件債務1ないし本件債務3については、当該元職員の私費では
あるものの、市宛ての請求書等を用いて、市として支払をしたことは明ら
かであり、この弁済によって、本件債務1ないし本件債務3は消滅してい
る。したがって、各債権者に対して弁済すべき債務は既に存在しないにも
関わらず、各債権者に請求書の再発行を要請するのは、存在しない債権
について、各債権者に請求という法律行為を求めることになり、相当でな
い。

イ (2)について

第4の2、(2)に記載のとおり、当該元職員は、法律上の義務なく市の債務
を弁済したのであるから、その行為は民法上の事務管理に該当し、債務の
弁済額（有益費）を求償できることとなり、かかる請求があれば、市には
これに応じる義務が生じることとなる。

すなわち、市が当該元職員に償還することに、違法性は認められない。

よって、請求人の、償還を差し止めるべきだとの主張を認めることはでき
ない。

ウ (4)について

そもそも、本件債務1ないし本件債務3は、市に支払義務のある債務であ
り、市がこれを公金で負担すべきものであったところ、当該元職員による
私費払いによって、負担すべき本件債務1ないし本件債務3の支出を免れ
たのであるから、これに応じることとしても、市に損害が生じることとは
ない。

よって、請求人の、償還した場合は、市長個人に対し損害賠償請求をすべ
きであるとの主張を認めることはできない。

エ (3)及び(5)について

地自法第242条第1項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方
公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職
員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは
処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある
（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含
む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若し

くは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定する。

請求人は、当該元職員の私費払いにより、市に人件費等の損害が生じたと主張するものの、これを証する書面の添付がなく、具体的な損害が何ら特定されておらず、損害が明らかとなっていない。すなわち、同項に反する不適法な請求であつて、監査対象とはなり得ないと判断する。

オ 結論

以上、本件請求のうち、第3の10、(1)、(2)及び(4)は理由がないため棄却すべきであり、第3の10、(3)及び(5)については不適法として却下すべきであると判断する。

なお、当該元職員が、事務処理を遅延させたこと、事務処理の遅延について、上司等に報告・連絡・相談を行わなかったこと、私費による支払にて問題を先送りにしたこと等は、法令順守意識の低下、公務員倫理の欠如を如実に示すものである。

本事案により、市は「市民のための教育行政」を行う上で、信用を著しく失墜したと言わざるを得ない。

今後、市教育委員会のみならず、全庁的に、具体的な再発防止策を徹底して講じることを強く要望する。